

たばこ規制枠組条約によるたばこ対策とSDGs



櫻田尚樹, 産業医科大学 産業保健学部

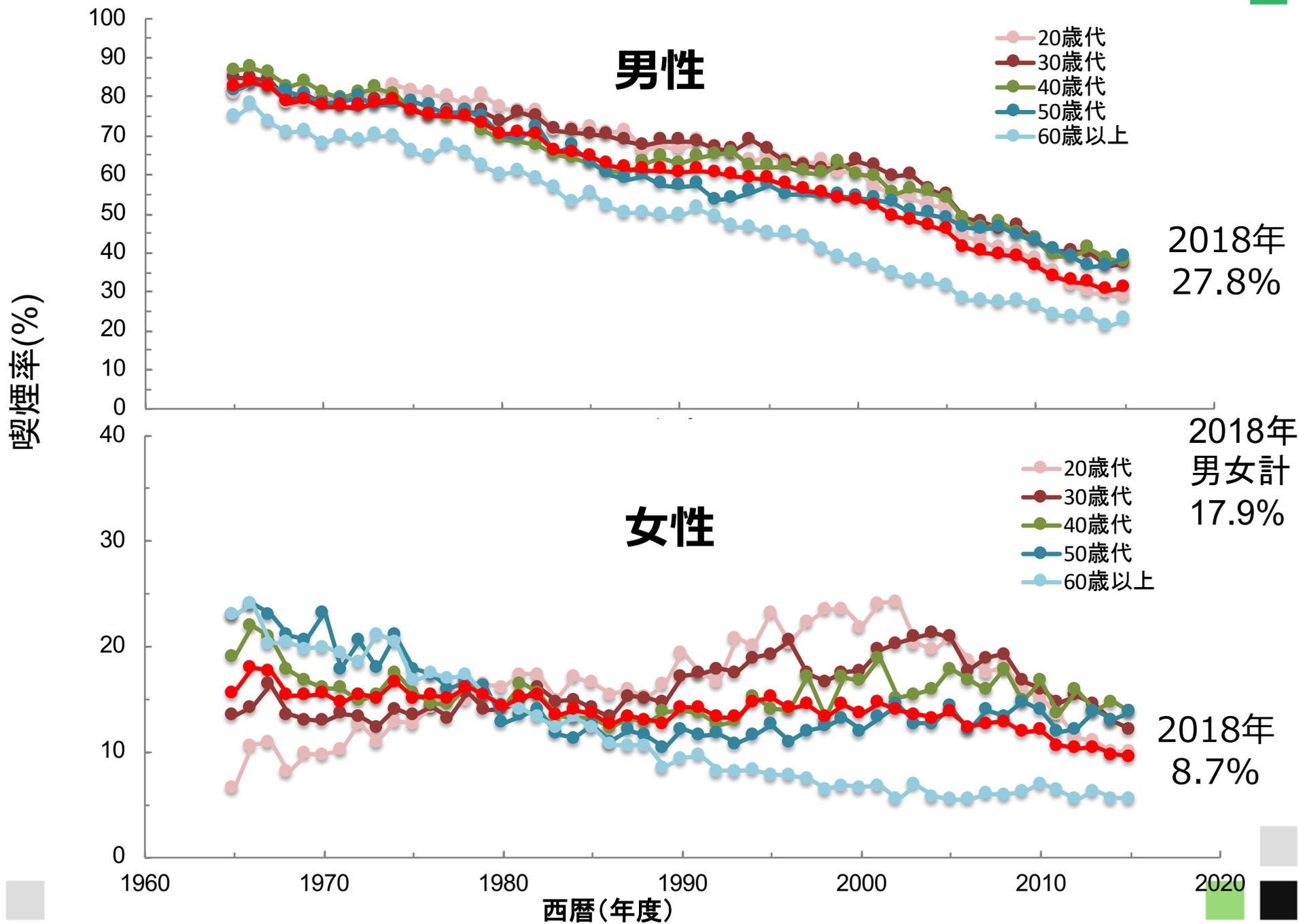
(前所属: 国立保健医療科学院 生活環境研究部)

たばこ事業法

(目的)

第一条 この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

成人喫煙率 (JT全国喫煙者率調査)



たばこ規制に関する世界保健機関枠組条約 (WHO Framework Convention on Tobacco Control : FCTC)

たばこ規制枠組条約 第3条 目的

- たばこの使用及びたばこの煙にさらされることの広がりを継続的かつ実質的に減少させるため、
- 締約国が自国において並びに地域的及び国際的に実施するたばこの規制のための措置についての枠組みを提供することにより、
- たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする。

WHO FRAMEWORK
CONVENTION ON
TOBACCO CONTROL



たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の概要

条約の目的(第3条)

たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが**健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響**から**現在及び将来の世代を保護**する

主要な条文

- ※第5条3項:たばこ規制に関する公衆衛生政策のたばこ産業からの保護
- ※第6条:たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置
- ※第8条:たばこの煙にさらされることからの保護
- ※第9条:たばこ製品の含有物に関する規制
- ※第10条:たばこ製品についての情報の開示に関する規制
- ※第11条:たばこ製品の包装及びラベル
- ※第12条:教育、情報の伝達、訓練及び啓発
- ※第13条:たばこの広告、販売促進及び後援
- ※第14条:たばこへの依存とたばこの使用中止についてのたばこ需要減少に関する措置
- ※第15条:たばこ製品の不法取引
- ※第16条:未成年者への及び未成年者による販売
- 第17条:経済的に実行可能な代替活動に対する支援の提供
- 第18条:環境及び人の健康の保護
- 第19条:責任

経緯

平成15年5月 WHO総会において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(たばこ規制枠組条約)が、原案のとおり、全会一致により採択された。
平成16年3月9日 閣議決定(署名、国会提出)
3月9日 署名(98番目)
5月19日 国会承認
6月8日 閣議決定
(同日受諾書を国連事務総長に寄託)
平成17年2月2日 公布及び告示
(条約第3号及び外務省告示第68号)
平成17年2月27日 条約の効力発生
平成18年2月6日-2月17日 第1回締約国会議
平成19年6月30日-7月6日 第2回締約国会議
平成20年11月17日-11月22日 第3回締約国会議
平成22年11月15日-11月20日 第4回締約国会議
平成24年11月12日-11月17日 第5回締約国会議
平成26年10月13日-10月18日 第6回締約国会議

(平成27年3月現在180カ国が批准)

WHO MPOWERについて

WHOが提案する包括的たばこ対策のパッケージ

M

MONITOR

たばこの使用と
予防政策をモニ
ターする
(第20, 21条)

P

PROTECT PEOPLE FROM TOBACCO SMOKE

受動喫煙からの保護 (第8条)

O

OFFER HELP TO QUIT TOBACCO USE

禁煙支援 (第14条)

W

WARN ABOUT DANGERS OF TOBACCO

たばこの危険性に関する知識の普及 (第12条)

E

ENFORCE BANS ON TOBACCO ADVERTISING,
PROMOTION AND SPONSORSHIP

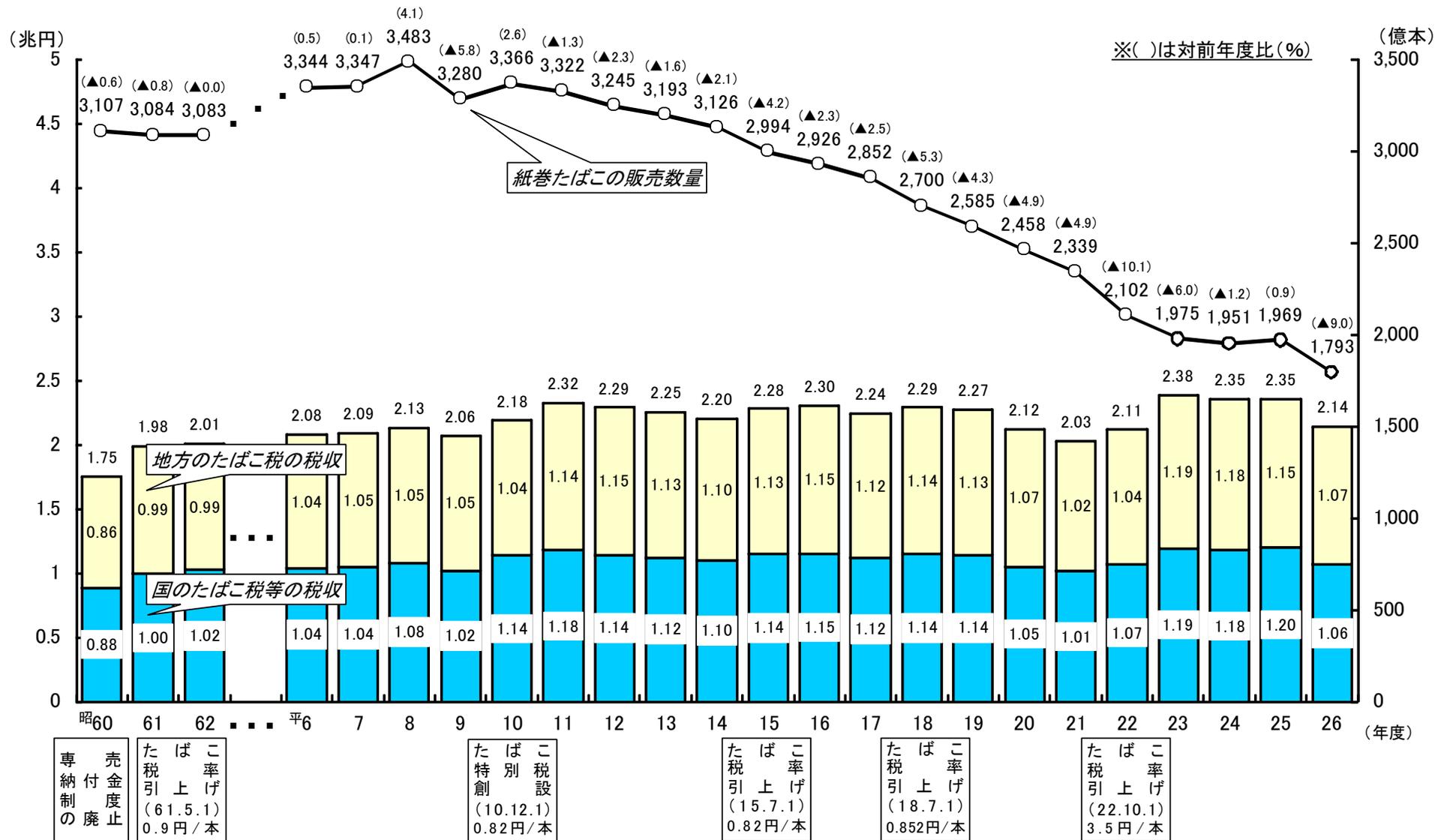
たばこの広告、販促活動等の禁止要請 (第13条)

R

RAISE TAXES ON TOBACCO PRODUCTS

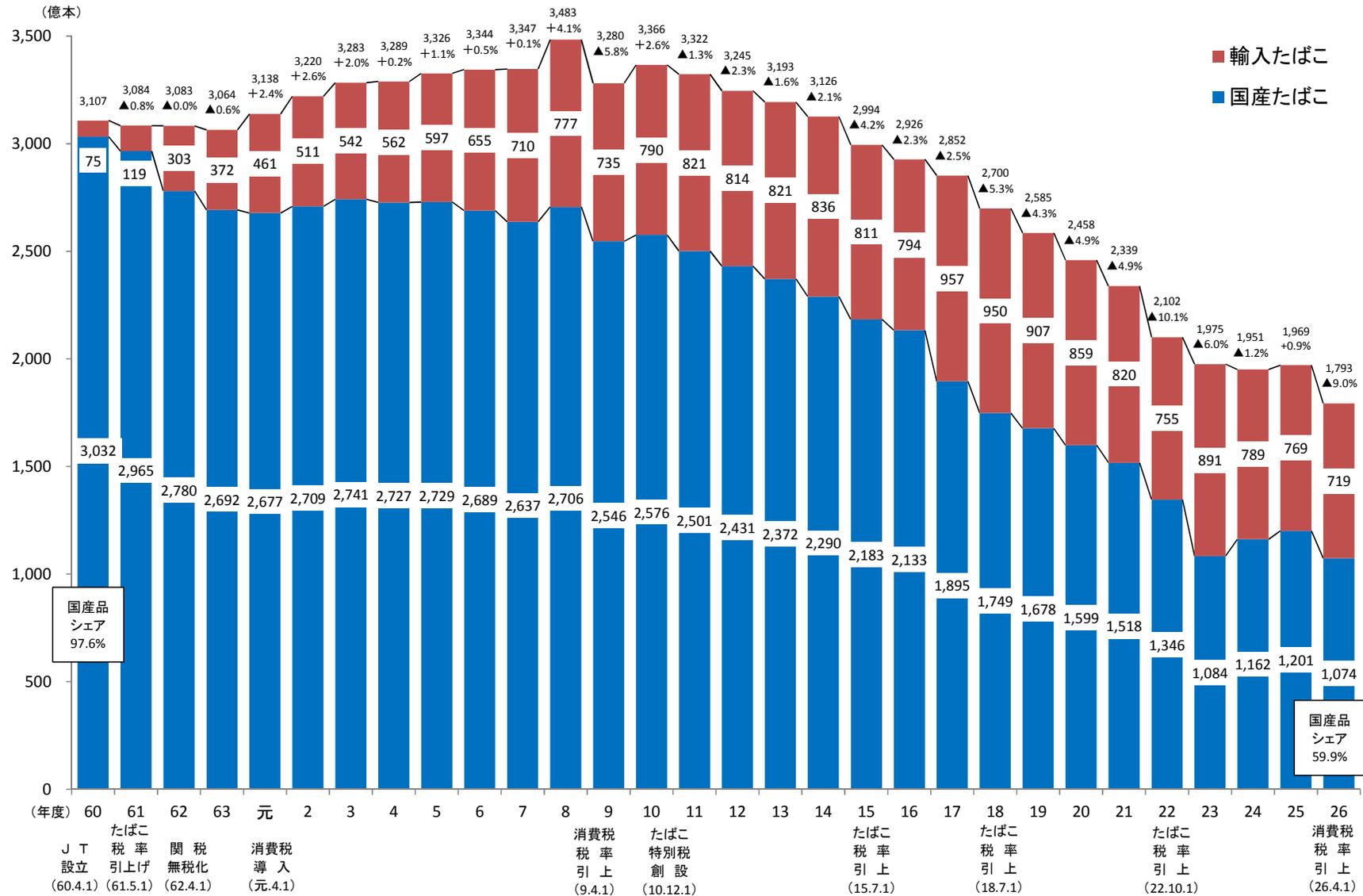
たばこ税引き上げ (第6条)

たばこ税収と紙巻たばこの販売数量の推移



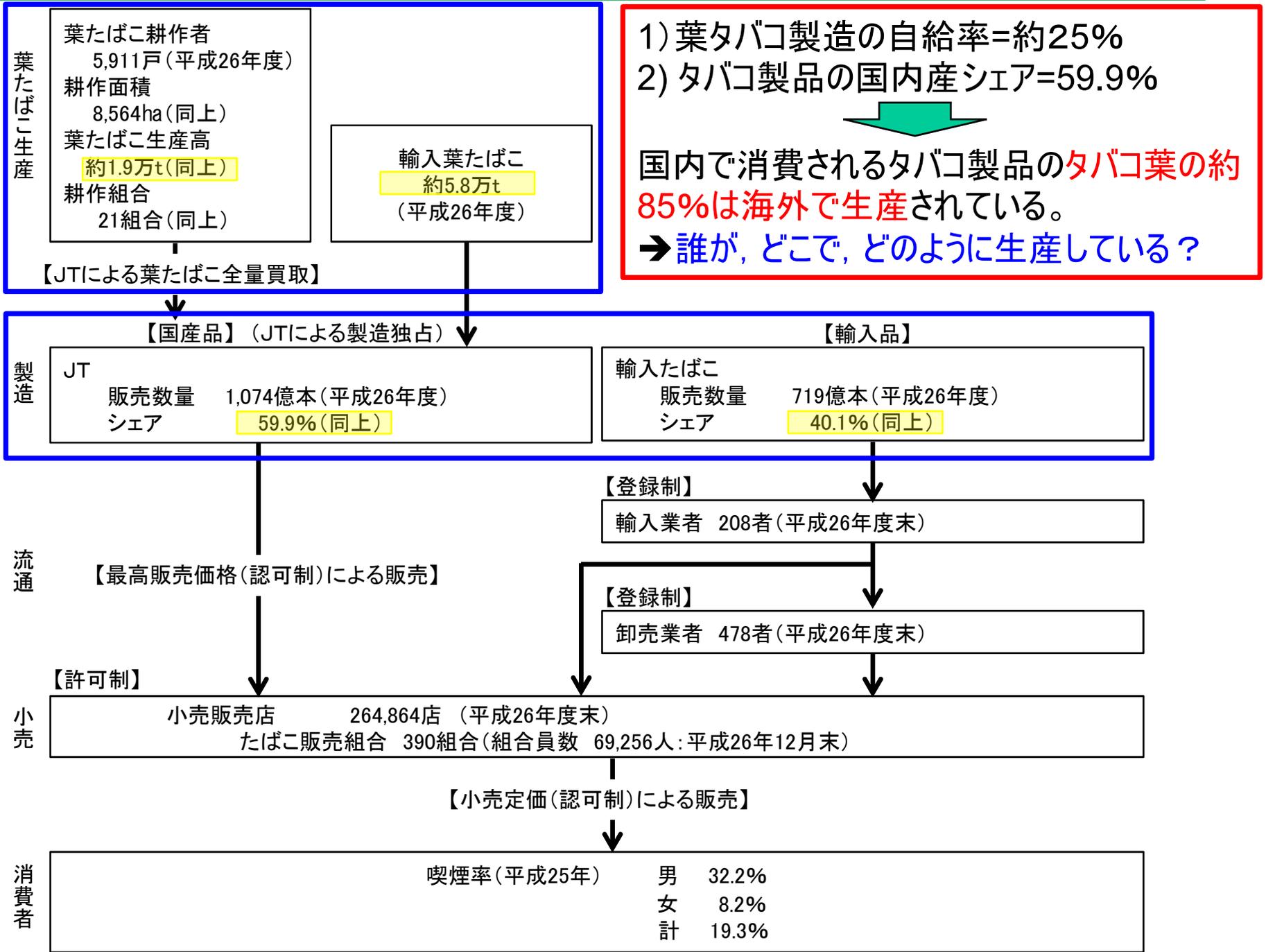
(注1) 国のたばこ税等の税収は平成25年度までは決算額、26年度は予算額。
 (注2) 地方のたばこ税の税収は平成25年度までは決算額、26年度は地方財政計画額。
 (注3) 紙巻たばこの販売数量は日本たばこ協会調べによる販売実績。

紙巻たばこの販売数量の推移



(出典:一般社団法人日本たばこ協会) 10

日本におけるたばこ産業の概観



1) 葉タバコ製造の自給率=約25%
 2) タバコ製品の国内産シェア=59.9%

国内で消費されるタバコ製品のタバコ葉の約85%は海外で生産されている。
 → 誰が、どこで、どのように生産している？

WHICH GOALS ARE ESPECIALLY RELEVANT TO TOBACCO CONTROL?

Reducing tobacco use plays a major role in global efforts to achieve the SDG target to reduce premature deaths from noncommunicable diseases (NCDs) by one third by 2030.



どの目標がたばこ規制に特に関係しているか？

タバコ使用の削減は、2030年までに非感染性疾患（NCD）による若年死亡を3分の1減少させるというSDG目標を達成するための世界的な取り組みにおいて大きな役割を果たしています。

17の目標の多くは、タバコ規制と直接的または間接的な関係がある。最も直接的に関係のあるものは以下の通りです。

- 目標3: あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。→FCTCの実施
- 目標1: あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。→途上国の貧困, 健康格差の拡大
- 目標5: ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。→女性喫煙率の増加
(タバコ産業のマーケット戦略; パッケージ, フレーバータバコ), 未熟児ほかリプロダクティブヘルス
- 目標10: 国内及び各国家間の不平等を是正する。→タバコは不平等を増大させる。健康格差
- 目標12: 持続可能な生産消費形態を確保する。→タバコ栽培における児童労働問題など
- 目標17: 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

最貧国の一つ、マラウイ、葉タバコの生産（バーレー種の世界最大の産地）

YouTube Malawi tobacco child

安い賃金＝子どもを働かせるから
YouTube「Malawi tobacco children」で検索



1 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

2 飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

4 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的(※)かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

Child Labour
児童労働は、
貧困国では大問題

マラウイでは、8万人の子供たちがタバコ栽培に従事していると推定

Green Tobacco Sickness; 生葉タバコ病, 緑タバコ病: ニコチンの経皮吸収による中毒

Tobacco growing and the sustainable development goals, Malawi

Bull World Health Organ 2017;95:362–367 | doi: <http://dx.doi.org/10.2471/BLT.16.175596>

タバコと環境問題



児童労働 → 貧困
→ 教育機会の喪失



森林伐採 → 焼畑
→ 大気汚染



森林伐採 → 農地開拓
→ 農薬散布



水源汚染,
水棲生物への影響

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号) 概要

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置	
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ(※2)】	別に法律で定める日までの間の措置
		原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)	既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 500万円以下(※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可
飲食店			

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、2.A二重線の施設に関する規定については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）

受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのか

- 施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示を義務付けること等から、改正健康増進法の対象施設においては「望まない受動喫煙」が生じてしまうことはなくなる。
- なお、今般の対策により、WHOによる規制状況の区分は1ランク上がることとなる。

【現状】



- 受動喫煙を生じさせずに喫煙できる場所が必ずしも明らかでないため、
 - ・ 非喫煙者が望まずに受動喫煙をしてしまう
 - ・ 喫煙者も、意図せずに受動喫煙をさせてしまうことが生じる。

【法施行後】

学校・病院・
児童福祉施設等

○敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

【事務所等】【飲食店のうち新たに開設する又は経営規模の大きい店舗等】

○屋内禁煙



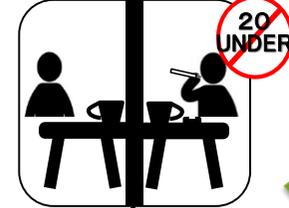
or

○喫煙専用室設置(※)



or

○加熱式たばこ専用の喫煙室設置(※)



掲示義務

掲示義務

室外への煙の流出防止措置

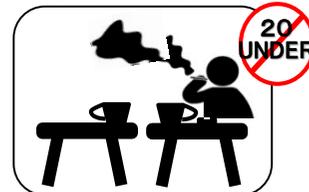
事務所・飲食店等

【既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗】



※全ての施設で、喫煙可能部分は客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

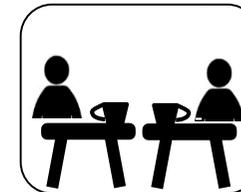
○喫煙可能(※)



掲示義務

or

○屋内禁煙



法施行後、既存の経営規模の小さい飲食店が経営判断に基づいて講じる受動喫煙対策への支援を実施
また、新たに開設する店舗が段階的に増加

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

屋外や家庭等

○喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

「たばこの規制枠組み条約(FCTC)」による、6分野の政策 "MPOWER" にそった、G7のたばこ対策の評価

	<u>P</u> 受動喫煙防止 の法規制	<u>O</u> 禁煙支援 ・治療	<u>W</u> 健康被害 の警告表示	<u>E</u> 広告及び 後援の禁止	<u>R</u> たばこ税の引き 上げ
カナダ					
イギリス					
フランス	喫煙所設置可				
アメリカ	州法で規制				
イタリア	喫煙所設置可				
ドイツ	州法で規制				
日本					

※M(モニタリング)については、各国とも対策済み

日本の評価に関する説明:

P; 国レベルで屋内全面禁煙を定める法規制がないため

O; 禁煙治療の保険適用がなされているものの、無料禁煙電話相談の仕組みが不十分なので

W; 小さな文字だけで画像なしの警告表示であるが、パッケージ面積の30%を占めているので

E; たばこの広告及び後援は、自主規制しかないため

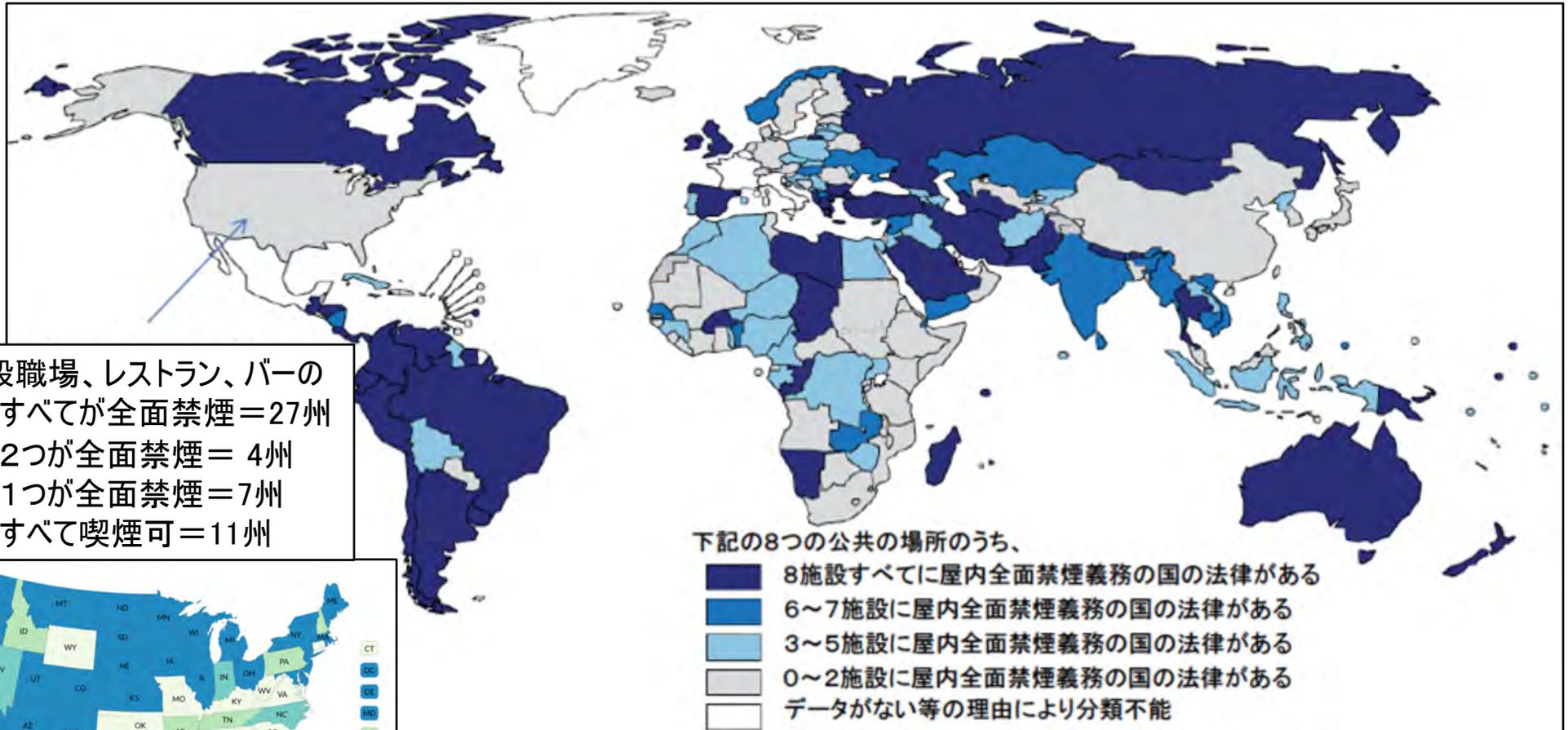
R; たばこ税が小売価格の51-75%を占めているので

色が濃くなる程、対策がよりなされていることを表す。

出典) WHO report on the global tobacco epidemic, 2015

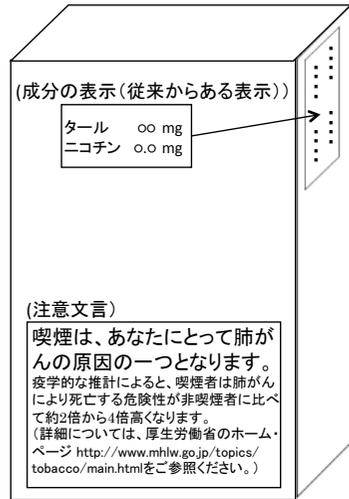
WHO調査：8分野がすべて全面禁煙の49か国（2014年）⇒55か国（2016年）

- ①病院 ②幼保小中高 ③大学 ④官公庁
 ⑤事業所（一般企業）⑥レストラン ⑦バー（居酒屋） ⑧公共交通機関
 2010年、WHOとIOCの合意「タバコのないオリンピックの実現」で加速



↑「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(2016年12月)
 ←アメリカ疾病予防管理センター(CDC、2018年6月30日)

日本と各国の画像付き健康警告表示入りのパッケージ例



日本



タイ



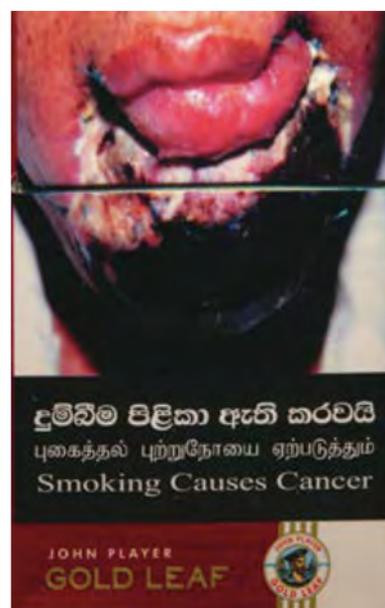
オーストラリア (プレーンパッケージ)



香港



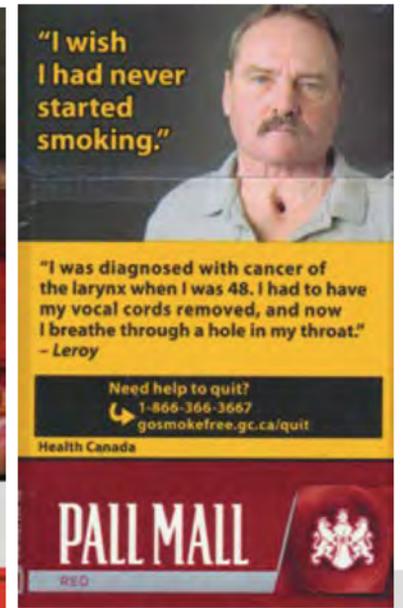
ウルグアイ



スリランカ



ミャンマー



カナダ

普及するたばこ包装上の健康警告表示



BELGIUM (BACK)



DJIBOUTI (FRONT)



CANADA (FRONT)



ECUADOR (FRONT)



PAKISTAN (FRONT)



UKRAINE (BACK)



EGYPT (FRONT)



GHANA (FRONT)



CANADA (FRONT)



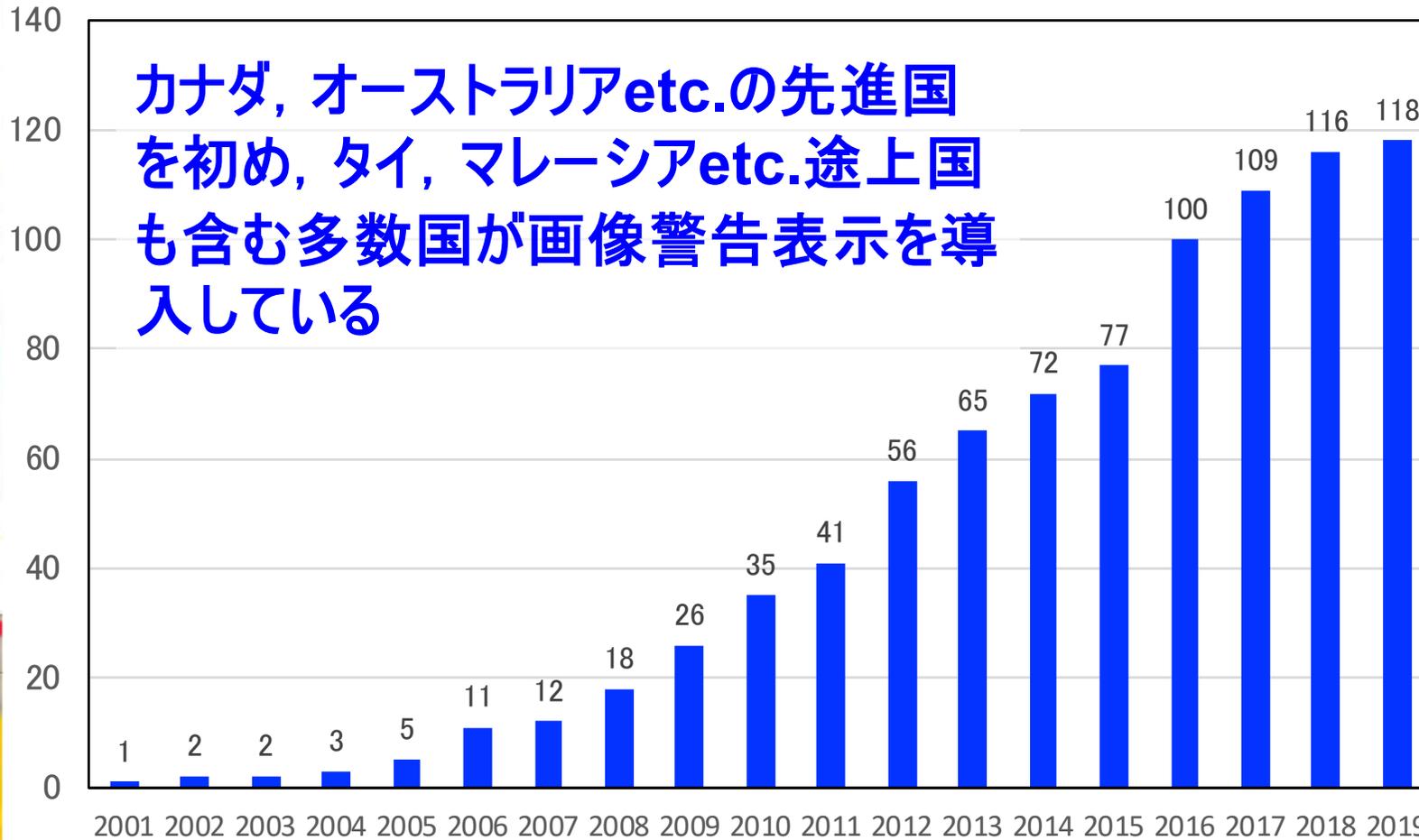
PANAMA (FRONT)



SWITZERLAND (BACK)



ROMANIA (BACK)



カナダ, オーストラリアetc.の先進国
を初め, タイ, マレーシアetc.途上国
も含む多数国が画像警告表示を導
入している

2019年3月4日

財務大臣 麻生 太郎 様
財務省財政制度等審議会審議会長 榊原 定征 様

一般社団法人 日本公衆衛生学会
理事長 磯 博康



一般社団法人 禁煙推進学術ネットワーク
理事長 藤原 久義



たばこの注意文言表示（健康警告表示）の改定に関する要望書

要望事項

1. たばこパッケージの注意文言表示（健康警告表示）として、たばこの使用による有害な影響を伝える上で効果のある画像を含んだ表示の導入をお願いしたい。
2. たばこ事業法施行規則を改正し、リスクが低いと消費者に誤解を生じさせるおそれのある「低タール」、「ライト」、「ウルトラ ライト」又は「マイルド」などの文言を禁止していただきたい。
3. ニコチン、タール量の表示を中止し、「たばこには発がん物質を多数含みます」など定性的な表現とする。もしくは定量的な表示を継続する場合には、リスクが低いと消費者に誤解を生じさせるおそれのある現行の主流煙捕集方法（ISO法）を中止し、よりヒトの喫煙方法を反映するものとしてWHOが推奨するHCI法に変更していただきたい。

我が国の新規タバコ及び関連商品販売の推移

2003年（健康増進法施行）
ファイアーブレイク
（ガムタバコ）



2010年（健康局長通知,
たばこ増税）
無煙タバコ
（嗅ぎタバコ；ミント）



2011年
無煙タバコ
（嗅ぎタバコ；ビター）



2012年
無煙タバコ
（嗅ぎタバコ；3種類）



メンソールタバコ



（2020年東京オリ・パラ）
非燃焼・加熱式タバコ

電子タバコ



たばこ事業法対象外

2013年
無煙タバコ（スヌース）



2017年5月新発売

2014年 iQOS
（PMI）

2016年
glo (BAT)



2016年
プルームテック(JT)

WHO指定研究協力センター
「たばこ製品の成分規制に関する研究」

我が国では「たばこ製品の成分規制」は
行われていない

メンソールカプセル
たばこ



電子たばこ



無煙たばこ



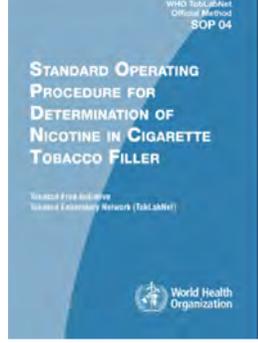
たばこ製品の多様化!!!

たばこ煙分析法の開発

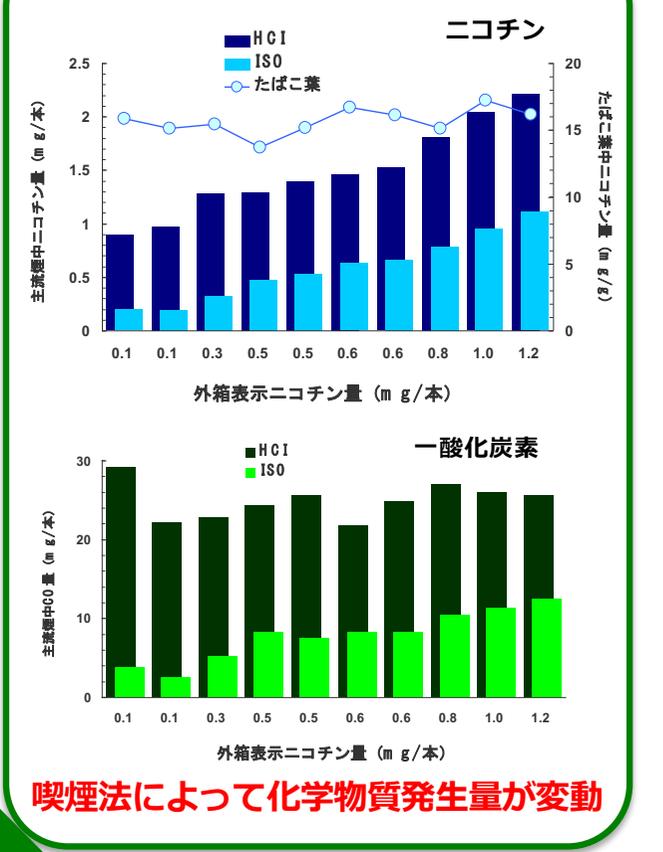


標準作業手順書の作成





国産たばこ製品の分析・調査研究



たばこ対策の施策推進における
企画・調整のための研修



一連の研究成果を
情報発信・研修へ

WHO技術研修



まとめ

- WHO FCTCたばこ規制枠組条約は公衆衛生条約として最初の条約であり、大きな成果を上げている。
- 国内でも喫煙率は低下傾向であるものの、先進国の中では高い状況が継続。
- 財務省・たばこ事業法のもとでタバコ製品は販売されている。
- 国内消費タバコ製品のタバコ葉の85%は海外で生産されている。
- タバコ消費は、ほとんどのタバコ葉生産国である途上国において、児童労働、生葉タバコ病、教育機会の喪失、貧困・飢餓の持続、森林破壊、気候変動、水の汚染、健康格差拡大など、SDGsの全ての項目に直結する課題である。
- 日本のタバコ対策は、未だに遅れており、FCTCに基づいたタバコ対策が必須である。



Are you being manipulated?

**BAN TOBACCO ADVERTISING,
PROMOTION AND SPONSORSHIP**

WORLD NO TOBACCO DAY **31 MAY** www.who.int/world-no-tobacco-day



「望まない受動喫煙」を
なくそう。

5月31日は

第32回 WORLD NO TOBACCO DAY

世界禁煙デー

禁煙週間 5月31日～6月6日



詳しくは、スマート・ライフ・プロジェクト web サイトにて。

お問い合わせ スマート・ライフ・プロジェクト事務局 E-mail info@smartlife.go.jp



禁煙週間のテーマ

「2020年、受動喫煙のない社会を目指して
～たばこの煙から子ども達をまもろう～」

(参考)WHO世界禁煙デーのテーマ:
Tobacco and lung health

ご静聴ありがとうございました